

沖縄県個人情報保護審査会答申第 113 号 概要

①件名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 3 年 6 月 28 日（受理：令和 3 年 6 月 28 日）
③実施機関	沖縄県知事（沖縄県総務部総務私学課）
④決定年月日	令和 3 年 8 月 11 日（総総第 1446 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第 15 条第 3 号：開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれているため。</p> <p>条例第 15 条第 6 号：個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報が含まれており、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第 15 条第 8 号：県が行う事務に関する情報が含まれており、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	令和 3 年 8 月 20 日
⑧審査請求の趣旨	実際と異なる事が書かれているため黒塗りを消してほしい。開示していない書類もあると思う。
⑨審査請求理由要旨	黒塗りの部分に大切な事が書かれているので黒塗りを消して見せてほしい。他にも文科省とのやりとり、父親、他機関との資料を提出してほしい。
⑩諮問年月日	令和 4 年 2 月 28 日（沖縄県諮問総第 7 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 3 月 29 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和 3 年 8 月 11 日付け総総第 1446 号による保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 不開示理由の追加について</p> <p>実施機関は本件処分に係る保有個人情報部分開示決定通知書及び弁明書において、部分開示とする根拠規定について条例第 15 条第 3 号に該当するとしていた。</p> <p>しかし、実施機関は、審査請求後、部分開示とする根拠規定は条例第 15 条第 3 号、第 6 号及び第 8 号であるとして、不開示理由を追加する旨を審査請求人に通知している。</p> <p>不開示理由の付記（以下「理由付記」という。）は、条例第 22 条第 1 項により求められているところ、その趣旨は実施機関の判断の根拠を明らかにし、かつ、当該判断の慎重さと合理性を担保し、そ</p>

の恣意を抑制するものであると同時に、開示請求者に不開示理由を知らせることによって、開示請求者の審査請求に便宜を図る趣旨であると解される。

理由付記が条例による手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求の審議の段階になってから理由の追加や変更を安易に認めることは、理由付記の趣旨が滅却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、部分開示決定通知書に記載した不開示理由以外の主張が認められないとまではいえず、また、審査会において追加された不開示理由について審議しないまま答申を行った場合、実施機関が当該不開示理由により再度部分開示決定を行う可能性も否定できない。

そのため審査会は、審査請求人に対して実施機関の主張書面の写しを送付するとともに、不開示理由の追加について反論の機会を与えた上で審議をするものである。

2 本件処分の妥当性について

本件請求は、審査請求人が子の法定代理人として、特定の学校で発生した子のいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に係るすべての資料について、私立学校の所轄庁である実施機関に対し、保有個人情報を開示請求したものである。

実施機関は、本件請求に対し、別記に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、当該情報には条例第 15 条第 3 号、同条第 6 号及び同条第 8 号に該当するとして、部分開示決定を行ったことから、不開示部分に係る不開示情報該当性について検討する。

(1) 条例第 15 条第 3 号の不開示情報該当性について

審査会において、本件公文書を見分したところ、実施機関が条例第 15 条第 3 号の不開示情報に該当するとした部分については、実施機関の説明のとおり、学校関係者の職名、氏名、メールアドレスが記載されていることを確認した。当該情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、実施機関が条例第 15 条第 3 号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第 15 条第 6 号の不開示情報該当性について

審査会において、本件公文書のうち、実施機関が条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当するとした情報を見分したところ、当該情報は、本件いじめ事案に係る学校からの報告書等に記載された情報であり、子、保護者その他関係者の具体的な言動や様子等の機微な情報のほか、これらに対する学校や教員の認識や対応等、評価、判断に関する情報が含まれていることを確認した。当該情報を開示することにより、今後同様の事案におい

て、学校や教員等が当事者等からの非難をおそれ、率直な記述を躊躇する等、公正な評価・判断が行えなくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれについては概ね認められることから、実施機関が条例第 15 条第 6 号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(3) 条例第 15 条第 8 号の不開示情報該当性について

審査会において本件公文書のうち、実施機関が条例第 15 条第 8 号に該当するとして部分を見分したところ、当該情報は、同条第 6 号に該当するとして部分と概ね重複しており、学校から実施機関への報告書等において、子や保護者等の様子のほか、当該事案に係る学校側の認識や対応に係る情報等が記録された機微にわたる内容を含むものであることが確認できる。

実施機関は私立学校の所轄庁であり、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 31 条第 1 項により学校法人が設置する学校においていじめ重大事態が発生した旨の報告を受けることとなっており、また、同条第 2 項では、当該事案の対処等のため必要に応じて調査等を行うことができるとされている。

実施機関の説明のとおり、当該不開示情報を開示することにより、学校法人と所轄庁である実施機関の信頼関係が損なわれ、今後いじめ重大事態に関する正確な情報が県に報告されない場合には、いじめ防止対策推進法に定める県の適正な事務事業に支障が生ずるおそれは概ね認められる。したがって、実施機関が条例第 15 条第 8 号の不開示情報に該当するとして本件情報を不開示としたことは、概ね妥当である。

また、実施機関は、本件公文書に記載された実施機関の職員の内線電話番号及びメールアドレスについても条例第 15 条第 8 号に該当するとして不開示としている。当該情報は実施機関内部や関係機関との連絡に使用するものであり、開示することで実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 15 条第 8 号に該当し、不開示が妥当である。

(4) その他特定すべき文書の存在について

審査請求人は、審査請求の趣旨において「開示していない書類もあると思う。」とし、また、審査請求の理由において「他にも文科省とのやりとり、父親、他機関との資料を提出してほしい。」としていることから、審査会は、実施機関に対し、他に特定すべき文書は存在しないか改めて確認を行った。

実施機関は、本件公文書以外に特定すべき文書は保有していないとのことであった。

実施機関の上記説明に不自然・不合理な点はなく、本件公文書以外に特定すべき文書は存在しないものと認められる。

3 付言

実施機関が、審査請求が行われた後に、不開示理由を追加してい

ることからすると、原処分時の不開示理由の精査が不十分であったと指摘せざるを得ない。

行政処分における理由付記の制度は、先に述べたとおり、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。そのため、審査請求が行われた後に不開示理由を追加・変更することは、個人情報の開示請求の運用上、適切なものではなく、実施機関は原処分時に不開示理由を十分に精査した上で、保有個人情報部分開示決定通知書等に記載しなければならない。

また、実施機関は本件請求に係る保有個人情報部分開示決定通知書の「実施機関が特定した保有個人情報の件名」欄（以下「件名欄」という。）に、「沖縄県総務私学課における〇〇中学校におけるいじめ問題への対応及び学校との記録について」と記載しており、特定した公文書の個別の名称を記載していない。

沖縄県個人情報保護事務取扱要綱（平成20年2月15日制定）において、保有個人情報部分開示決定通知書等の件名欄には、開示請求に係る保有個人情報として特定した公文書の名称を記載することとされ、複数の公文書を特定した場合は、それぞれの公文書の名称を記載することとしていることから、実施機関の記載は不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関は、保有個人情報の開示請求の制度趣旨に則り、慎重かつ適正な運用を行うよう強く要望する。